

## 石狩市使用料、手数料等設定の基本方針

平成24年 7月10日

財政部 財政課

### 1 基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料や手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、サービスを利用する特定の人が利益を受けるものであるという前提にあって、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料等の設定については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にして「負担の公平性」を確保しなくてはなりません。

これまでには、平成 19 年度に定めた「財政再建計画」に基づく健全な財政運営の推進と並行して、平成 22 年度に全面改定を実施するなど、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

しかしながら、時間の経過とともに、施設の維持管理コストや、利用者数の増減などにより、本来設定すべき料金とのかい離が生じてくる可能性もあることから、サービスを提供する行政においても、効率的な施設運営や事務の効率化を進めながら、料金設定の適正化について定期的に検証を行います。

### 2 使用料・手数料等設定の基本方針

使用料及び手数料等の設定については、次の事項を基本とします。

- ① 料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。
- ② 行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
- ③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。
- ④ 定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね3年ごと）

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定の定めがあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算制、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに市民の負担能力等も加味し、独自に料金等の改正を行うものとします。

### 3 使用料の設定について

#### (1) 原価算定対象経費

施設の管理運営に要する経常的な人件費、賃金(嘱託職員を含む臨時職員等に係るものとし、人件費に計上されるものを除く)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等)、役員費(通信運搬費、火災保険料等)、委託料(清掃・警備・草刈・施設管理等)、使用料及び賃借料(パソコン等のリース料等)、その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理や運営に係る経費及び減価償却費\*を対象経費とします。

#### ※ 減価償却費について

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地、建物などの減価償却費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であって、公費(税)で負担すべきとの考え方もありますが、一方で建物は経年とともに減価償却していくものであり、建て替え等を考慮した場合、原価に算入することが妥当であると考えられています。

設定にあたっては、施設の建設費に関して、適正な世代間負担を求めるべきとの観点から、定額法による減価償却費をコスト計算の基礎に算入することとします。なお、土地については、市有財産であるとともに、土地によってその取得費に差異が生じているケースが想定されることから、算入コストから除外することとします。

#### (2) 費用算定方法

施設使用料の算定方法については、原価算定対象経費を合算し、これを総面積・年間開館時間で割り、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することを基本とします。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{維持管理経費} + \text{減価償却費}}{\text{総面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

なお、上記方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により原価計算を行います。

#### (3) 受益者負担率の設定

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難であることから、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費(税金)負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(4) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されるものであるかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

① サービスが必需的なものか、選択的のものか

- 必需的サービス・・・日常生活を送る上で、殆どの住民が必要とするサービス
- 選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス

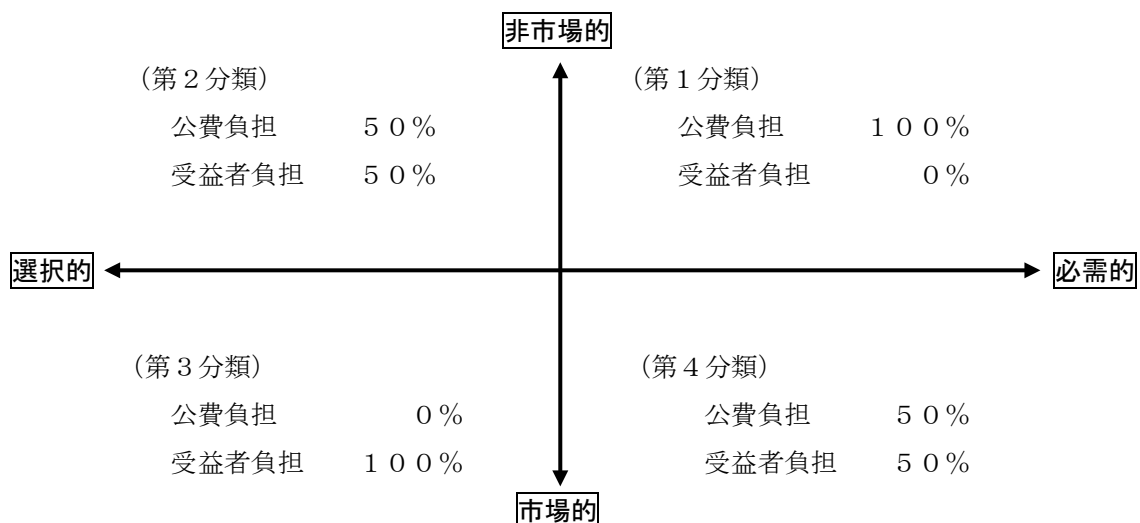
② サービスに市場代替性があるか否か

- 市場的サービス・・・民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス
- 非市場的サービス・・・民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

以上の結果、行政サービスを以下のように分類します。

- 第1分類 (必需的・非市場的サービス)  
例：道路、公園、義務教育施設など
- 第2分類 (選択的・非市場的サービス)  
例：体育館、運動場、集会・コミュニティ施設、公民館など
- 第3分類 (選択的・市場的サービス)  
例：テニスコート、プール、文化施設、温泉施設など
- 第4分類 (必需的・市場的サービス)  
例：市営住宅、保育所等児童福祉施設、火葬場など

【行政サービスの性質別分類】



- 第1分類（必需的・非市場的サービス）＝公費負担100％・受益者負担0％  
専ら行政が提供するサービス。コストは公費負担を原則とする。
- 第2分類（選択的・非市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％  
必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。
- 第3分類（選択的・市場的サービス）＝公費負担0％・受益者負担100％  
必要性が異なり、民間にもあるサービス。コストは受益者負担を原則とする。
- 第4分類（必需的・市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％  
主に行政が提供しているサービスだが、民間にもあるサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。

#### (5) 目的外利用等の取扱い

第1、第2、第4に分類した施設にあっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100％の取扱いをします。

#### (6) 費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正価格ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価（コスト）} \times \text{受益者負担の割合}$$

#### 4 手数料の設定

手数料とは、地方自治法第277条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、又は報償として徴収するものです。設定にあたっては以下を基本とします。

- ① 算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりの経費とします。
- ② 手数料の設定にあたっては、コスト100％算入とします。
- ③ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び北海道内において統一的な額が適用されている場合は、その額とします。

**5 上限改定率の設定**

使用料、手数料等の改定にあたっては、市民の急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5～2.0倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

**6 料金改定サイクル**

使用料、手数料等については、概ね3年ごとに見直し作業を行い、必要に応じて改定することとします。

**7 その他の受益者負担**

使用料、手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとします。